

益田市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)5月25日(火) 13:30~14:15
開催場所 市役所 3階 大会議室
2. 出席 農業委員(10名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 5番 大庭 清
6番 御神本康一 7番 田中 綾 9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次
11番 谷本 大輔 16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(6名)
4番 吉村 太 8番 佐原 晃子 12番 豊田 志摩 13番 柳田 継男
14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣
4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕
6. 提出議案
議第 58号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 61号 農地でないことの確認について
議第 62号 農用地利用集積計画の決定について
議第 63号 農地等権利移動制限特例区域設定について
報第 54号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 55号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 56号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 57号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて
報第 58号 農地の埋立届出について
報第 59号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
報第 60号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
7. 議事に参加した職員
石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事

8. 議事の概要

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 11 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、6 番の御神本康一委員、7 番の田中綾委員、よろしくお願いいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染防止対策として、総会が成り立つ過半数の農業委員のみの出席としており、その他の農業委員、農地利用最適化推進委員については出席停止としております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を 1 a で告示しております。</p> <p>土地の所在は、東町の畑 1 筆 178 m²です。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作できなくなったため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 5 月 13 日に大畑委員と 2 人で行ないました。場所は〇〇の〇〇を少し行った所になります。先月の総会で特例区域に設定された案件です。農地は道路より低いところに位置してまして、非常に不便な地形をしています。隣地を耕作している譲受人が譲り受けて耕作するという事です。問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p>

	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 59 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、中須町の畑 1 筆 152 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、個人住宅及び倉庫で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>会長</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1 番の又賀です。現地確認は 5 月 13 日に大畑委員と 2 人で行ないました。〇〇年頃に申請者の〇〇が家を建て利用していたそうです。この度、農地であったため転用申請が出たものです。問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>2 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番 土地の所在は、久々茂町の田及び畑 2 筆 178 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場及び物置で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>御神本康一委員</p>	<p>6 番の御神本です。5 月 12 日に野村推進委員と現地確認をしました。申請者の〇〇が〇〇年頃に倉庫と駐車場をつくったそうです。〇〇の関係で農地ということが分かり、今回の申請になったということです。現地は既に工事完了している</p>

<p>会長</p>	<p>ため、隣接地への影響はなく、問題はないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番をお願いします。</p> <p>整理番号3番 土地の所在は、美都町仙道の畑3筆 116㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、駐車場及び墓地で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透及び道路側溝により処理します。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>田中綾委員</p>	<p>7番の田中です。5月17日に佐原委員、寺戸推進委員と現地確認を行ないました。申請者の〇〇が亡くなった際に、〇〇の横に墓地はつくっており、駐車場は今からつくそうです。土地改良区の意見書、申請者の始末書も添付されており、問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑1筆 847㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。</p>

<p>会長</p>	<p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2番の大畑です。現地確認は5月13日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は中島町の〇〇の隣です。申請は分譲宅地として販売するものです。上下水道の完備されているところで、隣接農地の同意書も添付されております。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>2番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号2番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑1筆389㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道に接続します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>大畑美里委員</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>2番の大畑です。現地確認は5月13日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は中島町の〇〇の近くです。申請は個人住宅として販売するためです。上下水道の完備されているところで、隣接農地の同意書も添付されております。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>3番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号3番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、高津六丁目の畑1筆894㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
須藤寿人委員	3番の須藤です。現地確認は5月13日に澁谷推進委員と2人で行ないました。場所は〇〇がありますが、その手前の〇〇の裏になります。土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。
会長	4番をお願いします。
事務局	<p>整理番号4番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の畑1筆651㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
北條義洋委員	9番の北條です。5月18日に領家推進委員、〇〇と現地確認を行ないました。場所は〇〇がありますが、その手前の〇〇の裏になります。農地は保全管理の状態でしたがこの度、譲受人が住宅を建築するそうです。土地改良区の意見書も添付されており、問題はないと思います。
会長	<p>本日は4件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第61号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>申請地は、中須町の1筆 254㎡です。昭和6年頃より宅地として利用しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたもので</p>

	<p>す。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番の又賀です。現地確認は5月13日に大畑委員と2人で行ないました。事務局の説明通り、昭和6年に申請者の〇〇が農家住宅兼作業所を建築し、農地のままであったそうです。整理されるということで非農地証明願がでています。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第61号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第62号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本日は農地利用最適化推進委員について欠席としていますため、代理の委員又は事務局が説明をいたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が23件、再設定が3件の合計26件ございます。それでは、利用権設定の新規を説明いたします。</p> <p>整理番号1番から2番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、須子町の田3筆 合計4,663㎡です。3年7ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>代理の委員より説明をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番の須藤です。場所は〇〇の〇〇の裏になります。今まで相対契約でしたが、農地中間管理事業を活用されます。問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>申請地は、遠田町の畑1筆 4,077㎡です。3年7ヶ月間の使用貸借権設定です。地区担当委員は欠席のため、報告を代読します。土地は〇〇の畑で貸付人の〇</p>

	○が耕作されていましたが、相続された貸付人は農業をしないため、農地中間管理事業を活用して貸し付けることになりました。特に問題はありません。
会長	4番をお願いします。
事務局	整理番号4番 申請地は、下種町の田1筆 380㎡です。5年間の賃貸借権設定です。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
大庭清職務代理	この件は借受人の○○が以前は借り受けていましたが○○のため、新たに借受人が借り受けます。問題はありません。
会長	6番をお願いします。
事務局	整理番号6番 申請地は、横田町の田3筆 合計6,252㎡です。3年7ヶ月間の賃貸借権設定です。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
北條義洋委員	9番の北條です。貸付人が高齢であり、耕作が出来ないということで農地中間管理事業を活用するそうです。問題はありません。
会長	7番をお願いします。
事務局	整理番号7番 申請地は、内田町の田1筆 2,697㎡です。4年7ヶ月間の賃貸借権設定です。 地区担当委員は欠席のため、報告を代読します。貸付人は○○に居住しており、耕作困難なため農地中間管理事業を活用して貸し付けることになりました。特に問題はありません。
会長	8番をお願いします。
事務局	整理番号8番 申請地は、虫追町の畑1筆 458㎡です。5年7ヶ月間の使用貸借権です。 地区担当委員は欠席のため、報告を代読します。貸付人は高齢で耕作困難なため、数年保全管理をされておりましたが、この度農地中間管理事業を活用して貸し付けることになりました。特に問題はありません。
会長	9番10番をお願いします。

事務局	<p>整理番号 9 番から 10 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、美都町朝倉の畑 1 筆 405 m²及び田 5 筆合計 6,050 m²です。10 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	代理の委員より説明をお願いします。
田中綾委員	7 番の田中です。貸付人が〇〇に貸し付けていたのを次は〇〇が引き継ぐという事です。問題はないと思います。
会長	11 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 11 番</p> <p>申請地は、美都町久原の田 5 筆 合計 3,820 m²です。10 年 1 ヶ月間の解除条件付き使用貸借権設定です。</p>
会長	代理の委員より説明をお願いします。
田中綾委員	7 番の田中です。〇〇された借受人が借り受けて耕作をするということです。問題はないと思います。
会長	12 番をお願いします。
事務局	<p>整理番号 12 番</p> <p>申請地は、匹見町紙祖の田 4 筆 合計 4,585 m²です。6 年 10 ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>代理で説明します。この件は更新にあたって農地中間管理事業を活用するものです。問題はありません。</p> <p>15 番から 26 番まで一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 15 番から 26 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、匹見町道川の田 36 筆 合計 57,709 m²です。3 年 10 ヶ月間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>代理で説明します。この件は新たに借受人が農地中間管理事業を活用しての契約となります。借受人に確認もしており、問題はありません。</p> <p>本日は再設定を含め 26 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>

	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 62 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 63 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、美都町笹倉の畑 2 筆 合計 674 m²です。申請地が所在する美都地区の下限面積は 30a です。区域の指定を受けようとする理由は、所有者は県外に居住しており、農地の管理が困難なため、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることを見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
事務局	
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
田中綾委員	<p>7 番の田中です。5 月 17 日に佐原委員、寺戸推進委員と現地確認を行ないました。申請地は買受予定者の家の後ろ側と隣に位置してます。買受予定者にも聞き取り調査を行っています。家の横の自身の農地も耕作し、きれいに管理されており、問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 63 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p>
事務局	<p>報第 54 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について届出件数は、11 件です。10 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望があります。</p>

報第 55 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について
届出件数は、6 件です。解約理由はすべて耕作者の変更及び農地中間管理事業
利用のためです。

報第 56 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
届出件数は、2 件です。解約理由は、整理番号 1 番 2 番ともに、借り人の変更
のためです。

報第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
届出件数は、1 件です。
土地の所在は、土田町の畑 5 筆合計 2,474 m²です。令和 2 年 12 月総会において、
農地法第 3 条の所有権移転を許可いたしました。が、売買契約解除のため許可の取
り消し願いが提出されたものです。

報第 58 号 農地の埋立届出について
届出件数は、1 件です。
整理番号 1 番 土地の所在は、戸田町の 1 筆 905 m²です。埋立後は畑として
利用されます。

報第 59 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用につい
て
届出件数は、2 件です。
整理番号 1 番 土地の所在は、横田町の 1 筆 116 m²のうち 2.25 m²です。
設置のため、40.76 m²の一時転用を伴います。
整理番号 2 番 土地の所在は、波田町の 1 筆 803 m²のうち 2.25 m²です。

報第 60 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について
所在地は、美濃地町の 1 筆 208 m² でございます。
今回の非農地判断を行った農地は、申し出により現地を確認したものです。
対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地
として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。
報告は以上でございます。

会長

ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などござい
ませんか。

それでは無いようですので第 11 回総会を終わりたいと思います。どうもありが
とうございました。

